

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成30年2月19日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年3月8日から同月28日まで縦覧に供する。

平成30年3月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 玉田2号地区	観音寺市経済部農林 水産課
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 堂ノ本地区	〃
豊稔池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 屋敷地区	〃
三豊市山本町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 五反地池地区	三豊市建設経済部土 地改良課